令和5年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム取水設備ワイヤーロープ更新工事

特别 仕様 書(案)

近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所

項目	内 容	摘	要
第1章 総 則	令和5年度十津川紀の川直轄管理事業大迫ダム取水設備ワイヤーロープ更新工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び近畿農政局制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」(URL:https//www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書(施)」という。)に基づいて実施するものとする。共通仕様書(施)及び共通事項書(施)に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		
第2章 工事内容			
1.目的	本工事は、国営十津川紀の川土地改良事業により造成された大迫ダム取水設備が常に十分な機能を発揮できるよう、ワイヤーロープ及び開度発信器の更新を行うものである。		
2. 工事場所	奈良県吉野郡川上村北和田地内		
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。		
	(1) 取水設備     1) 表面取水ゲート     1門		
	①ワイヤーロープ更新 2本		
	②開度発信器更新 1台		
	2) 補助ゲート 1門		
	①ワイヤーロープ更新 2本		
	(2) 試運転調整     ①試運転調整     1式		
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。		
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、別紙「工事数量表」に示すワイヤーロープの製作・据付、 既設ワイヤーロープ撤去及び開度発信器の更新並びに試運転調整までの一切とす る。		
第3章 施工条件			
1. 工程制限	更新工事は、補助ゲート及び開度発信器については、令和6年11月1日以降の着手、表面取水ゲートワイヤーロープについての制限は想定していないが、施工時期については、監督職員と調整するものとする。		
2. 工事期間中の休 業日	工事期間中の休業日は、次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 据付工事(屋内工事)は、休業等11日(月平均)を見込んでいる。 なお、休日等とは、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。		
3. 作業時間の制限	(1)施工日は、休日等を除く開庁日とする。 (2)施工時間は、8時30分~17時15分までの開庁時間とする。 なお、施工が開庁時間内に終了しない場合は、監督職員と予定終了時間等につい て協議した上で実施するものとする。		
4. 余裕工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設 労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合せた全体工期を設定した工事で あり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日) 及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記		

項目	内容	摘要
	様式4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている300日間よりも短い工期を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式4と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期:契約締結の日から令和7年3月22日(工事完了期限日)まで※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第4章 現場条件 1. 関連工事等	受注者は、次に示す隣接工事、又は関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム等施設管理業務(令和5年4月1日~令和8年3月31日) (2) 十津川紀の川直轄管理事業 統合管理施設等点検業務(令和6年4月中旬~令和9年3月下旬(予定)) (3) 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム等ゲート設備点検整備業務(仮称)(令和6年9月上旬~令和7年3月上旬(予定))	
2. 搬入路	現場への搬入路として利用する堤頂道路(県道224号大台大迫線)の荷重制限は、14tである。	ı
3. 第三者に対する 措置	(1) 保安対策  1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。  2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。  配置場所 配置時期 交通誘導員 編成 昼夜別 備考 搬入口付近 既設ロープ搬入時及び 異名/日 2名 昼間 (2) 関係機関との調整 受注者は、県道224号大台大迫線の通行制限について警察等、必要な調整を行わなければならない。 (3) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合には、受注者の責において処理す	
	成成構造物及の第二者に損害を与えた場合には、文任者の負において処理するものとする。	ı
第5章 提出図書等 1.提出図書	共通仕様書(施)第1章1-1-5に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数(承諾後の返却分を含む)を作成し、監督職員に提出するものとする。 施工計画書 2部 承諾図書 2部 完成図書 3部	

項目	内容	摘 要	
	なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ 作成するものとする。また、提出書類に変更があった場合は、その都度変更書類を 提出するものとする。		
2. 承諾図書	共通仕様書(施)第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出 は、工事の契約日から製品製作前までに提出するものとする。なお、承諾・不承諾 は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。		
3. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第 E者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その 損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。		
第6章 仮 設 1.工事用電力	ワイヤーロープ等更新作業に伴う開閉装置の巻上・巻下操作、試運転調整のためのゲート操作及び天井クレーン操作に必要となる電力設備及び電力料金は、発注者において負担するが、その他の作業については受注者にて負担するものとする。		
第7章 工事用地等 1. 発注者が確保し ている用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、大迫ダム敷地内であるが、資材等の仮置きが必要な場合は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。		
2. 工事用地等の使 用	発注者が確保している工事用地以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、受注者に報告するものとする。		
第8章 貸与する資料	本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 1) 平成27年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム取水設備ワイヤロープ更新工事 完成図書 2) 令和5年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム他ゲート設備点検整備業務 業務報告書 3) その他必要な資料 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 大迫ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。		
第9章 工事用材料 1. 規格及び品質	<ul> <li>主要材料は、JIS規格品又は既設品と同等以上の性能を有するものとする。</li> <li>1) 表面取水ゲート</li> <li>材料名</li> <li>ワイヤーロープ JIS G3525 6×37 A種メッキ G/0 G/S φ30 プレテンション加工</li> <li>グリス ワイヤーロープ用 開度発信器 ADコンバーター (既設仕様:NKC-74 日本無線(株))</li> <li>2) 補助ゲート</li> <li>材料名</li> <li>規格</li> <li>ワイヤーロープ JIS G3525 6×37 A種メッキ G/0 G/S φ20</li> </ul>		

項目	内	摘要		
	プレテンション加工	7174 5		
	グリス ワイヤーロープ用 (ワイロールR-HS同等品以上)	1		
		J		
2. 見本又は資料の 提出	以下に示す主要材料は、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に 提出して、承諾を得なければならない。	-		
	材料名 提出物			
	ワイヤーロープ カタログ・試験成績書等			
	グリス カタログ等			
	開度発信器 カタログ等			
the state of				
第10章 施 工	/ a \ Tr   L = 10/H = b			
1. 諸 元	(1)取水設備諸元	1		
	設備名称 大迫ダム取水設備			
	製作据付会社名 日立造船 (株)	4		
	竣工年月     昭和48年3月       ゲート名称     表面取水ゲート   補助ゲート	-		
	グート名称     表面収水グート     補助グート       門     数     1門     1門			
	デ	1		
	鋼製ローラゲート (フラップゲート付)			
	ゲート寸法 B 5.0m×H 20.5m(垂直) B 5.0m×H 4.35m	1		
	巻 上 方 式 ワイヤーロープ巻上方式 ワイヤーロープ巻上方式	<u> </u>		
	$D$ イヤーロープ $6 \times 37$ A種 $6 \times 37$ A種	-		
	$\phi$ 30×216m×2本 $\phi$ 20×226m×2本			
	その他 取水設備共通機側操作盤	=		
2. 製 作	(1) 本工事で使用する材料は、別添図面及び別途貸与する完成図書に基づき、必要な部品に加工を行い、十分な強度及び安全性を保つ構造とする。 (2) ワイヤーロープのプレテンション加工は、共通仕様書第4章水門設備によるものとする。なお、荷重条件は表面取水ゲート478KN及び補助ゲート212KN又は同等以上とする。			
3. 施 工	<ul> <li>(1) 更新作業においては、取水塔内に工具等を落下させないよう、十分注意して行わなければならない。なお、誤って落下させた場合は速やかに監督職員に報告するとともに、これに伴う設備の破損等が発生した場合は、受注者の責において復旧しなければなせない。</li> <li>(2) ワイヤーロープ更新作業中は、ゲートは全開とし、休止フックに懸架して作業を行うものとする。ただし、補助ゲートは天井クレーンにて扉体を固定するものとする。</li> <li>(3) ワイヤーロープには、適切なグリスを塗布するものとする。</li> <li>(4) 作業完了後、監督職員立会いのもと、試運転調整を行うものとする。</li> <li>(5) 施工に当たっては、既存設備に十分注意し、損傷等を与えた場合は、受注者の責において復旧しなければならない。</li> </ul>			
4. 現場発生材の取 り扱い	本工事で撤去したワイヤーロープ等は、大迫ダム直下流左岸まで搬出・運搬し、シート等により養生するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。なお、撤去品は各々の数量及び重量を確認の上、監督職員に報告するものとする。			
第11章 試験及び検査 1. 検測又は確認	(1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する			

項目	内 容	摘	要
	場合がある。 (2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に施工段階確認願を提出する。なお、確認後は確認簿と確認記録を提出する。 (3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。  村料名 内容時期 ワイヤーロープ 据付外観 出来形管理 現場据付後		
2. 立会の省略	やむを得ず監督職員の立会を省略する場合は、社内検査を実施し、社内検査報告書をもって代えることができる。		
第12章 施工管理等 1.主任技術者等の 資格	主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。		
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。		
3. 工程管理	受注者は、工事施工中において計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。		
第13章 条件変更の 補足明	本工事の施工にあたり、施工条件と設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1)第2章3.工事概要に変更が生じた場合 (2)関連工事との調整行為により工期等の変更が生じた場合 (3)第三者との協議によるもの (4)工事にあたり緊急な補修の必要が生じた場合 (5)その他本仕様書に定めない事項が生じた場合		
第14章 公共事業関係 調査協力 1. 歩掛調査及び 諸経費動向調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。		
第15章 その他 1.電子納品	工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1)工事完成図書の電子媒体(CD-R等) 正副2部 (2)工事関係書類等の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)		
2. 週休2日による施工	(1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、 共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受 注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確 保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上とな ることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8/28日)以上 の水準に達する状態をいう。		

項目内容獨調

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
① 対象期間とは、工事着手目から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として、12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として、土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕工期のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通じて現場作業 が行われない状態をいう。

ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは 可とする。

- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
  - ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し、監督職員へ提出する。
  - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された 日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によ り行うものとする。
  - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日のむ実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を 行う場合には受注者は協力するものとする。
- (5) 受注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補 正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正する。

## ①補正係数

	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		4週8休未満	4週7休未満
	現場閉所率	現場閉所率	現場閉所率
	28.5%(8日/28日)以上	25.0%(7日/28日)以上	21.4%(6日/28日)以上
	J	28.5%未満	25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.07	1.05

## ②補正方法

当初積算において、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に 乗じている。

なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、 工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費 につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用 いて補正し、請負代金額を減額変更する。

ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わず減額変更する。

項目	内容	摘	要
	また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」(以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		
第16章 定めなき事項	<ul><li>(1)契約書、設計図書及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能 上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担 で処理するものとする。</li><li>(2)この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合 は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</li></ul>		

## (別記様式4)

## 工期通知書

令和○○年○○月○○日

分任支出負担行為担当官
○○ ○○ 様

住所 商号又は名称 氏名

次の通り工期を定めたので通知します。

工事名	○○○□事
工事場所	○○県○○市○○
契約予定年月	令和○○年○○月○○日
工事の始期	令和○○年○○月○○日
	工事の始期から
工期	(○○○日間)
	令和○○年○○月○○日まで

- ※契約の締結までに提出すること。
- ※契約書には本通知書により通知した工期(工期の始期及び終期)を記載する。